

第23回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成30年1月15日(月) 午後3時58分
2. 開会の場所 鶴田町役場 301~303委員会室
3. 閉会の年月日 平成30年1月15日(月) 午後4時40分

4. 出席委員(16人)の番号及び氏名

1番 澁谷 秀明	2番 太田 豪	3番 成田 悦夫	4番 高橋 洋美
5番 三浦 久利	6番 佐藤 正悟	7番 棟方 廣光	8番 川村 博行
9番 澁谷 和仁	10番 貴田 徳正	11番 瀬戸 弘之	12番 石村 孝憲
13番 瓜田 良一	14番 相馬 一二	15番 下山 勝源	16番 成田 春光

5. 欠席委員(0人)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 参与及び書記の任命
- 第3 議案第104号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可について
議案第105号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第106号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
議案第107号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第108号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第109号 公売買受適格者の証明について
議案第110号 引き続き農業経営を行っている等の証明について
報告第59号 農地法第18条第6項の規定による届出書の受理について
報告第60号 使用貸借合意解約書の受理について
報告第61号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下山 和洋	事務局次長 石村 浩一	総括主幹 齋藤 千帆	主事 阿保 龍治
------------	-------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後3時58分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長 只今の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第23回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、1番澁谷秀明委員と、2番太田豪委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、下山局長、石村次長、書記には齋藤総括主幹、阿保主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第104号から議案第110号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第104号について事務局より説明願います。

事務局 議案第104号農地法第5条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について。
農地法施行令第15条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。
この件は3件です。いずれもドラッグストア建設のための転用許可申請です。
場所につきましては、お配りしている地図にてご確認ください。
農地区分は第3種農地であるため、許可相当と認められます。
以上です。

議長 それでは、議案第104号について現地調査をした委員から、報告をお願いします
1番、澁谷秀明委員。

澁谷委員 はい、1番澁谷です。それでは、報告をいたします。
去る1月12日、太田豪委員、事務局と現地調査を行いました。
この場所は鶴田町役場の南東250メートルに位置している畑の転用申請です。
申請の面積は3件合わせて、1,809平方メートルで、転用目的はドラッグストア建設のためであります。
申請地の周りは、東側が国道339号線、西側、北側には畑、南側は宅地であり、周辺の農地に被害を及ぼすおそれはないと認められます。
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

事務局 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第105号から議案第106号に関する、農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお願いします。
2番、太田豪委員。

太田委員 はい、2番太田です。それでは、報告をいたします。
去る1月12日、澁谷秀明委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件、使用貸借が3件、農地法第3条の適用を受ける買受適格証明願いが1件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議長 それでは、議案第105号について事務局より説明願います。

事務局 議案第105号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は7件です。No.1からNo.7について説明いたします。
平成29年12月15日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、普通売買が2件、一括贈与が2件、贈与が2件です。

農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

石村委員 はい。

議長 番号と名前をお願いします

石村委員 1 2 番石村です。

No.3 についてですが、土地の所有者は〇〇さんですが、耕作していたのは〇〇さんです。No.3 について、去年の9月頃話があったようですが、〇〇さんに売買や耕作する相談もなく、売買してしまったという経緯を聞きました。どういう経過になっているか聞きたいです。

事務局 No.3 についてですが、〇〇さんの方から 買い手を探してほしいという申請がありました。そこで今回の買い手である〇〇さんが、以前、農地を探していたので、今回の農地を紹介したところ、〇〇さんと〇〇さんとの間で話し合い、売買契約が成立して、申請を受けました。〇〇さんに関してですが、農業委員会から許可の出た貸借の契約がないので、〇〇さんに紹介して成立した形になります。

石村委員 その説明で〇〇さんが納得しているのであれば大丈夫です。

澁谷委員 売り手の〇〇さん本人ではなく〇〇さんの娘が話を進めていたので、どうなのかと聞きました。

石村委員 最初は、〇〇さんが買うということで話があったのですが、安くて成立しなかったもので、借りるということになってました。〇〇さんが、従来通りしっかり作ってくれるのであれば大丈夫です。

澁谷委員 この件で一つ質問があります。この件は耕作目的で売買したということで、転用目的ではないということですか。

事務局 耕作目的で申請を受けました。

澁谷委員 わかりました。

議長 他に質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第106号について事務局より説明願います。

事務局 議案第106号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は3件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間は、記載のとおりです。
以上です。

議長 なお、この件に関しては鶴田町農業委員会会議規則第25条、委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ない。に基づき、本議案No.1とNo.2の

配偶者及び親族である私、成田が本案件終了まで退席します。
代わりの議長として議事の進行は、下山会長職務代理にお願いします。

【成田会長退席】

下山会長
職務代理

暫時の間、議長を務めさせていただきます。
事務局から説明のありました議案第106号のNo.1とNo.2について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

下山会長
職務代理

ないので、質疑、討論を打ち切ります。
ただちに、表決に入ります。議案第106号のNo.1とNo.2について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

下山会長
職務代理

賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
本案件が終了したので、成田会長を復帰させ、議長を交代いたします。
ご協力ありがとうございました。

【成田会長着席】

議 長

それでは議案第106号のNo.3について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に議案第107号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第107号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第108号について事務局より説明願います。

事 務 局

議案第108号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。
以上です。

議 長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第109号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第109号公売買受適格者の証明について
農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。
なお当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。
本案件は1件です。No.1について、売却実施の期限及び最低公売価格は記載のとおりです。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第110号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第110号引き続き農業経営を行っている等の証明について
租税特別措置法第70条の4第1項並びに地方税法附則第12条第1項の規定の適用農地等に係る農業経営を次の期間引き続き行っていることを証明するため、審議を求める。
なお、証明願いが遅延し提出された時は、認証時と事情が異なる場合を除き、追加し認証するものとする。
証明願いがあった10件については、申請時に事務局で事情を聞き、調査の結果、適正に耕作されていると考えます。
以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

太田委員 はい、2番太田です。議案第110号についてよく分からないので、詳しく説明をお願いします。

事 務 局 生前一括贈与を行った場合に、不動産取得税が免除になります。その条件として贈与を受けた方が、ちゃんと農業をやっていないと免除にならないので、ちゃんと農業をやっているかの証明についてです。

太田委員 納得しました。ありがとうございます。

議 長 質疑、討論を打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第104号、第105号及び第106号No.3議案第107号から議案第110号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第59号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第59号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。

No.1からNo.4について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。

以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第60号について事務局より説明願います。

事務局 報告第60号使用貸借合意解約書の受理について
このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第61号について事務局より説明願います。

事務局 報告第61号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1からNo.4については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後4時29分)

議長 再開します。(午後4時39分)
本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第23回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後4時40分)